

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。*

氏名等の入力



マイナンバーをお忘れなく！
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
※提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

※マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

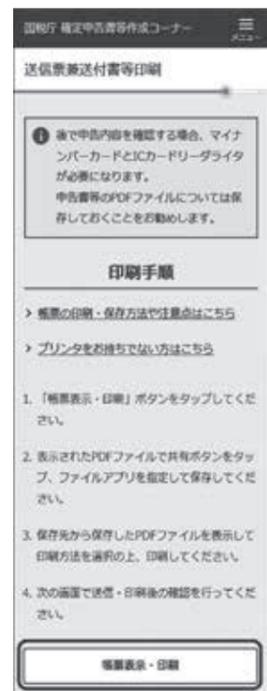
STEP 4 送信



●マイナンバーカード方式
ID・パスワード方式を選択した人
→画面の案内に従いデータを送信してください。

STEP 5 申告書データを保存（「書面」を選択した人は郵送）

※スマートフォン画面を例に載せています。



印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※申告内容によって表示画面は異なります。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。

●書面を選択した人

保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)で印刷し、上尾税務署へ郵送等で提出してください。

●ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」は、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

●入力方法・送信方法で困ったときは…

入力方法、送信方法など、確定申告書作成コーナーの操作方法でお困りの際は、ヘルプデスクへお問い合わせください。
☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901) ※月曜日～金曜日

※ご利用には別途通信料がかかります。※この記事には開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります(一部、令和元年分の画面を使用しています)。
※ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカードが必要です。

PC・スマートフォンから確定申告書の作成・送信ができます

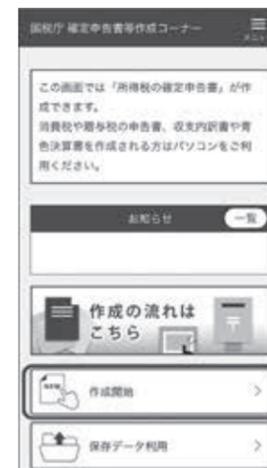
自宅でできる確定申告！

～5つのステップで手続完了！～

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、PC・スマートフォンからの申告書作成を、ぜひご利用ください。



STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

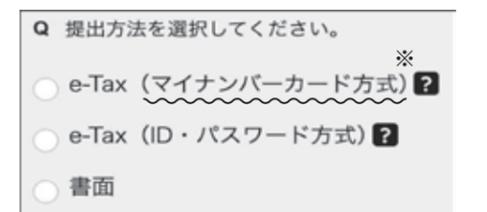


国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。

STEP 2 提出方法を選択



※マイナンバーカードを読み取るため、ICカードリーダー、またはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。

ICカードリーダーについて
スマートフォン対応端末一覧



Q マイナンバーカードを持っていないと申告できないの？

A お持ちでなくとも税務署でID・パスワードを発行した人は、そのID・パスワードがあれば、PC・スマートフォンから申告することができます。マイナンバーカードも、ID・パスワードもお持ちでない人も、「書面」を選択のうえ、画面の案内に従って金額等を入力するだけで郵送用の書類を作成できますので、ぜひご利用ください。

マイナンバーカード方式

画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。
※スマートフォンを例にしています

ID・パスワード方式 ※発行方法は②ページを参照

●ID(利用者識別番号)
1234567812345678
●パスワード(暗証番号)
a12345678
完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

書面

PC・スマートフォンで作成した申告書を印刷して上尾税務署へ提出